

第 1 章 総則

第1節

計画作成の趣旨等

1 計画の目的

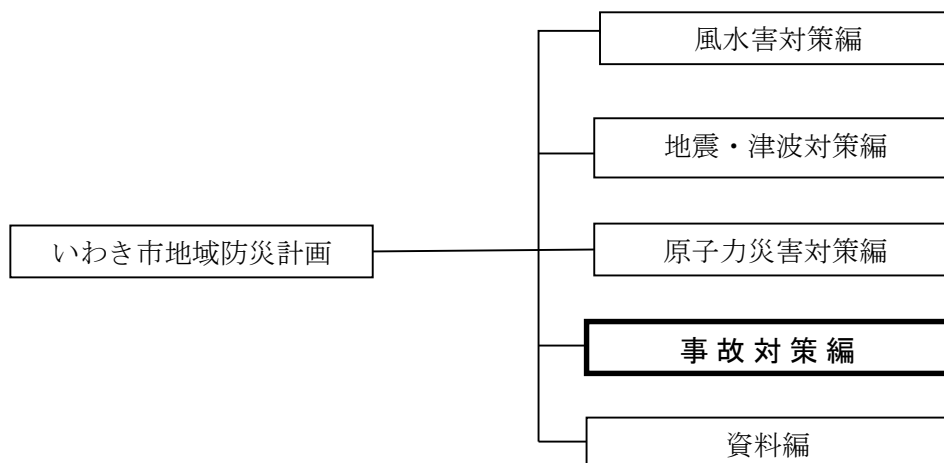
この計画は、市内の海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災（以下、本計画において「事故災害」という。）に対処するため、本市や指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策を実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「災対法」という。）第42条の規定に基づきいわき市防災会議が策定するいわき市地域防災計画のうち、事故災害に関する計画であり、市域における事故災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

3 計画の構成

いわき市地域防災計画は、次により構成される。



4 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

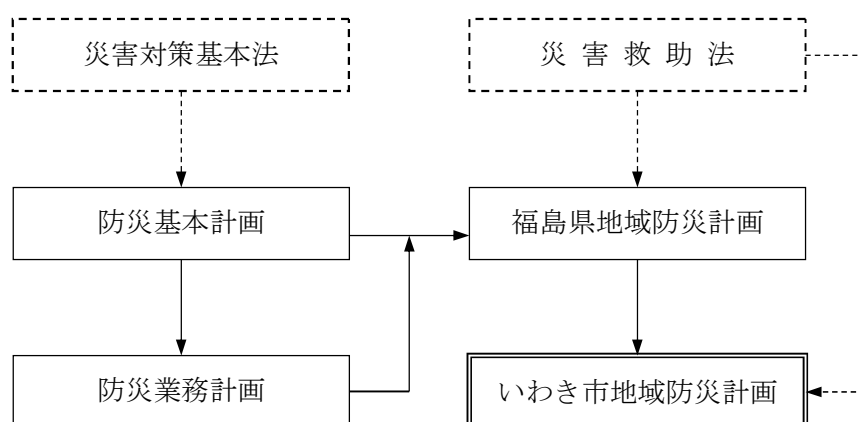
(1) 福島県地域防災計画（事故対策編）との関係

この計画は、福島県地域防災計画（事故対策編）との整合性を有する。

(2) 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、本市の地域に係る防災対策の基本としての性格を有するものであって、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図るものとする。

【いわき市地域防災計画と他計画との関係】



5 計画の修正

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

6 細部要領等の制定

市及び防災関係機関等は、この計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

7 計画の習熟

市及び防災関係機関は、日ごろから訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。